

大浦小学校
いじめ防止基本方針

南さつま市立大浦小学校

《南さつま市いじめ防止基本方針における理念》

南さつま市においては、市内全ての学校で、子ども一人一人の人権を尊重し、子どもたちが互いの違いを認め合い、支え合いながら、安心して暮らし、学ぶことができる環境をつくることを大切にしています。

また、子ども主体の教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的な活動を通して、子どもの自治能力を高めることにより、いじめのない学校・学級づくりを目指しています。

さらに、いじめ問題が発生した場合は、子どもの思いを大切にしながら全校態勢で早期解決に向けて全力で取り組みます。

このような「子ども尊重」「子ども主体」の考え方を基本とし、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定めるものです。

大浦小学校いじめ防止基本方針

令和5年3月

学校教育目標
 豊かな心とたくましい体をもち、自ら学び、考え、
 正しく判断し、粘り強く行動できる子どもの育成

【家庭・地域との連携】
 ・PTA 役員会
 ・PTA 代議員会
 ・学級PTA
 ・学校運営協議会
 ・大浦町地域公民館

【生徒指導委員会】
 (いじめ対策チーム)
 ○目的 : 1 児童の実態把握, 2 いじめの早期発見,
 3 組織的な解決
 ○組織構成: 1 管理職, 2 生徒指導主任, 3 学級担任,
 4 養護教諭, 5 その他必要に応じた関係者及び外部専門家

【関係機関等との連携】
 ・市教育委員会
 ・心の教育相談員
 ・警察
 ・児童相談所, HAS
 ・SSW, SC

1 学級経営の充実
 (1) ソーシャルスキルトレーニング
 (2) 分かる・できる授業の実践

2 道徳教育の充実
 ・心の教育・命の教育の充実

3 縦割り班活動の充実

4 学校楽しーとの実施

5 体験活動の充実
 (1) 米作り活動
 (2) もちつき大会
 (3) 大豆栽培
 (4) みそづくり活動
 (5) 大浦干拓持久走大会
 (6) 遠泳大会

【いじめの防止】
 ○教職員の取組: わかる授業の実施, 人権学習, 道徳授業の充実 (いじめに対する意識の向上), 体験活動の充実
 ○児童の取組 : 児童会活動, 縦割り班での活動等を通じた協力・協調への意識の向上
 ○保護者の取組: 子どもとの日頃のふれあい, 子どもが相談しやすい雰囲気構築

【いじめの早期発見】
 ○教職員の取組: 実態調査, 継続性のある児童観察 (日記等含む), 教職員間の情報の共有, 保護者地域との情報の共有
 ○児童の取組 : 教職員, 心の教育相談員, 保護者, 信頼できる大人, 友だちへの相談
 ○保護者の取組: 何でも話せる親子関係の構築, 学校との連携 (きめ細かい情報交換), 子ども様子の観察

【いじめに対する措置】
 ○教職員の取組: 1 情報収集, 管理職・生徒指導主任への報告, 2 組織的な対応 (いじめ対策チーム)
 (1) いじめられた子の保護・対処
 (2) いじめた子への指導
 (3) 周囲の子ども達への指導
 (4) 保護者との連携 (説明, 聴き取り, 協力依頼)
 (5) スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカー, 心の教育相談員等専門機関, 関係機関との連携
 ○児童の取組 : 当事者以外の子供達への対応 (信頼できる大人への相談。いじめを止めさせる, いじめから助ける。集団を活用したいじめ解決の為の取組。)
 ○保護者の取組: 学校との連携 (子どもからの聴き取り, 学校との情報交換・情報共有, いじめの制止, 子どもの安全確保, ケア, 指導)

1 生徒指導体制
 (1) 生徒指導委員会 (対策チーム)
 (2) 児童理解 (情報交換・共通理解)
 ア職員朝会
 イ職員会議
 ウ学校楽しーと後の教育相談
 エ担任会

2 職員研修の重点
 (1) 全体指導計画の作成
 (2) 児童理解に関する研修
 (3) 指導援助の在り方に関する研修
 (4) いじめ対策必携の活用
 (5) 学校ネットバトル事業検索結果の活用

【いじめ防止等の年間計画等】

月	学校での取組	保護者との連携	備考(地域との連携)
	① いじめ問題について考える ② 自己有用感を高める ・ 成就感・自己啓発力 ・ 友だちのいいところを認める。 ③ 短期・長期の目標を持たせる。 ④ 実態把握/児童理解/情報の共有 ⑤ 関係機関との連携 ⑥ 職員の意識向上	ア 子どもとのふれあいによる親子の絆の構築 イ 児童理解 ウ 学校との相談や話し合いの場 エ いじめ等についての研修	・ 学校や児童への関心を高め、地域で子ども達を見守る体制をつくる。 ・ 児童や保護者に地域行事への参加を呼びかける。
4	① いじめ問題を考える週間 ・ 授業実践, 全校朝会等の講話 ② 田植え	ア PTA立哨指導 イ 学級PTA・PTA総会 イ PTA役員・代議員会 ア 田植えへの協力	○ 警察署との情報交換
5	③ 学校楽しーと, 情報の共有 ③ 特別支援委員会 ④ 学校運営協議会	ア PTA立哨指導 ア 授業参観 ウ 家庭教育学級 アイ PTA奉仕作業	
6	④ 保育所との連絡会 ② 遠泳大会練習 ①② 校内人権週間	ア PTA立哨指導 イウ 学校保健委員会	○ 警察署との情報交換
7	③ 情報の共有 ② 校内水泳大会	ア PTA立哨指導 アイ 授業参観・学級PTA ウ 家庭教育学級	○ 遠泳大会
8	⑤ 生徒指導校内研修	アイ 稲刈りへの協力 ア PTA役員・代議員会	○ 人権月間 ○ 警察署との情報交換 ○ 親子料理教室
9	① いじめ問題を考える週間 ・ 授業実践, 全校朝会等の講話 ③ 情報の共有 ④ 学校運営協議会	ア PTA立哨指導 イウ 学校保健委員会	
10	②④ 大浦まつりへの参加 ③ 特別支援委員会 ④ 学校運営協議会 ②④ 秋季大運動会	ア PTA立哨指導 イ 教育相談 アイ PTA奉仕作業 アイ 運動会への協力	○ 秋季大運動会 ○ 大浦まつり ○ 警察署との情報交換
11	①② かごしまの教育県民週間 ③ 学校楽しーと, 情報の共有 ② 仲よし音楽会 ② 読書旬間(読み聞かせ) ⑤ 人権同和教育校内研修	ア PTA立哨指導 イウ 授業参観 ア PTA役員・代議員会	
12	②④ ふれあい給食 ①② 校内人権週間講話 ②③ 人権標語作成 ④ 学校運営協議会 ② もちつき大会(5・6年) ①②③④⑤ 大浦干拓持久走大会	ア PTA立哨指導 イ 学級PTA ウ 家庭教育学級 アイ もちつきへの協力 アイ 持久走大会への協力	○ ふれあい給食 ○ 警察署との情報交換
1	①② いじめ問題を考える週間 ・ 授業実践, 全校朝会等の講話 ③ 学校楽しーと, 情報の共有 ②④ みそづくり	ア PTA立哨指導 ウ 家庭教育学級 イウ 学校保健委員会	○ みそづくり
2	③ 判定会(情報交換・情報共有) ③ 特別支援委員会 ④ 学校運営協議会 ②④ 学習発表会	ア PTA立哨指導 イウ 学習発表会参観 イ PTA役員・代議員会	○ 警察署との情報交換 ○ お伊勢講 ○ 学習発表会への観覧呼びかけ
3	③ 情報の共有 ④ 中学校との連絡会	ア PTA立哨指導 ア 代議員会	

南さつま市立大浦小学校いじめ防止基本方針（詳細）

令和5年3月改訂

いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

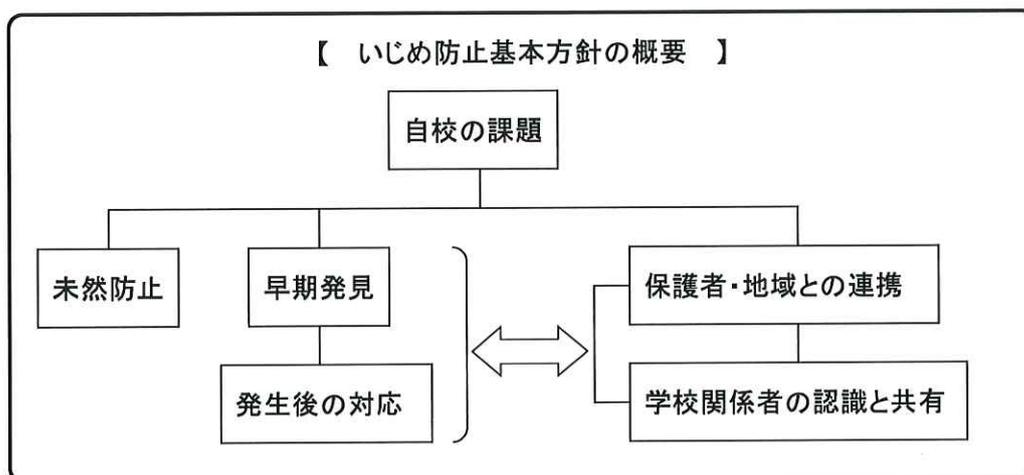
(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。



自校の課題

本校は児童数は約50名で1学級の児童数は10名前後であり、児童同士も気心が知れて、男女の仲も良い。また、縦割り班を活用し、上の学年の子が下の学年の世話をするという気風も構築されている。一人一人の特性が認められ、生き生きと学習に取り組んでいる。しかし、学級の児童数が少なく、組替えがないため、人間関係が固定されがちな面がある。

未然防止

1 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会（対策チーム）

校長，教頭，生徒指導主任，養護教諭，学級担任等からなるいじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し，必要に応じて委員会を開催する。

2 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「学校楽しーと」（学期1回）を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- 児童に短期・長期の目標を持たせ、達成感を味わわせ、自己肯定感を持たせる。
- SOSの出し方に関する教育の充実を図る。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の道徳性を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 相談体制の整備

- 学級集団の背景・学級の問題点などを教師が観察し、担任会（月1）、職員連絡会（週1）、職員会議（月1）等で共通理解を図る。
- 学期1回の「学校楽しーと」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 職員会議等での情報交換及び共通理解
 - ア 月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。
 - イ 職朝にて「仲良しアンケートの結果」を元に情報交換及び共通理解を図る。
- 児童が心の教育相談員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる（児童会活動、清掃活動）。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) その他

- 全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施
- 児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。
- いじめ対策必携の活用。

管理職 …… 生徒指導主任・学級担任・養護教諭・心の教育相談員等との連携（相談体制の構築）。児童理解や生徒指導・人権同和教育に関する校内研修の充実。

教職員 …… 学力向上のための施策の実行。授業の充実。人権教育・道徳教育の充実。保護者との信頼関係の構築。いじめがあった（いじめにあった・見た）時の対処方法の指導（児童へ）。

児童 …… 人とよりよく関わる（協力・協調）力を身に付ける。よりよい学級集団を作るための学級活動等。「いじめをしない。させない。見逃さない」の意識の向上を図る。

保護者 …… 子どもとの日頃のふれあいによる親子・家族間の絆の構築。家庭で子どもが相談しやすい雰囲気構築。普段からの学校との連携・信頼関係の構築

早期発見

1 いじめ早期発見のための取組

(1) 「学校楽しーと」の実施

学期1回「学校楽しーと」を実施する。結果をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(2) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(3) 担任以外の教職員からの情報

(4) 心の教育相談員からの情報

(5) 保護者からの情報

連絡帳や教育相談、学級PTAやPTA懇親会等の機会を活用し、保護者との交流を図り、連携を強める。

管理職 …… 生徒指導主任・学級担任・養護教諭・心の教育相談員等との連携（情報の共有）。地域・保護者からの情報収集。

教職員 …… 実態調査の実施。児童観察（日記や普段からの言動・行動の把握）。心の教育相談員や保護者との連携（情報収集）。

児童 …… 先生や親・祖父母，兄弟姉妹，心の教育相談員や信頼できる大人への相談。相談できる（信頼できる）友だちづくり・人間関係を築く。

保護者 …… 普段からの学校との連携（きめ細かい情報交換・信頼関係の構築），子どもの様子の観察。いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。

発生後の対応

※ 詳しくはいじめ対応マニュアル（教職員用）を参照

1 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合，速やかに管理職に報告し，事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は，生徒指導委員会を開き，対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また必要に応じて，いじめの当該児童（加害，被害）以外の児童（傍観児童）への指導も行う（周りがいじめを許さない雰囲気づくり）。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受ける必要があると認められるときは，保護者と連携を図りながら，一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては，教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし，一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

ア 重大事態が発生した旨を，市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

管理職 …… 生徒指導委員会の立ち上げ（解決への組織的取組のリーダーシップ。生徒指導主任・学級担任・養護教諭・心の教育相談員等との連携）関係機関への情報提供と協力依頼。

※ 問題を把握したら職員一人で抱え込まずに、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。

教職員 …… 全職員での組織的取組（事象の共通理解、共通実践）。

児童 …… いじめを止めさせる。いじめにあった友だちを助ける。先生や親・祖父母、兄弟姉妹、心の教育相談員や信頼できる大人への相談。集団（学級・少年団・その他）を活用したいいじめ解決のための取組。

保護者 …… 学校（担任、管理職、養教等）に相談。子どもの安全確保。学校と連携しながら、当該児童の心のケアや指導に当たる。

※ 子どもの安全が脅かされている時は、緊急避難をさせる。

保護者・地域との連携

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

常日頃から、児童・保護者・学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、心の教育相談員、市教育委員会、発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

- ・ 学校運営協議会や地域の会合での情報収集
- ・ 警察署や地域の諸機関との情報交換・情報収集
- ・ 児童相談所、HAS等の専門機関との連携
- ・ 5月(全児童対象)、10月(希望者または必要がある児童)の教育相談期間

(2) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や保育所と情報交換や交流学习を行う。

管理職 …… 学校運営協議員や地域の関係諸機関、地域住民、保護者との連携（情報収集、情報の共有）。

教職員 …… 保護者・地域との信頼関係の構築。心の教育相談員や保護者との連携（情報収集）。

保護者・地域 …… 地域の会合や行事での交流・情報交換。地域における中学校や保育園等の保護者との交流・情報交換。学校との連携。

※ 些細なことでも見逃さない観察力が必要。地域・学校・保護者の三者連携でいじめを絶対に許さないという共通認識を持つ。